

青森県報

号外第七十号

平成十七年
七月八日
(金曜日)

青森県内水面漁場管理委員会指⽰第一号
漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内の「コイ(マコイ及びニシキコイ)をいう。以下同じ。)の取り扱いを次のように制限する。

平成十七年七月八日

青森県内水面漁場管理委員会
会長 沼邊武志

目次

コイの持出禁止に係る水域指定.....(水産振興課)一

内水面漁場管理委員会

コイの持出禁止及び放流の制限等に関する委員会指⽰.....(海区漁業調整委員会)一

(事務局)一

告示

一 コイの持出禁止
県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認めた場合は、当該水域(水面に設置した工作物等により、コイの溯上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。)においては、青森県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持出してはならない。
なお、指定水域の範囲については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りでない。

二 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。

- 1 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。
- 2 コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。
- 3 PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

岩木川水系の全域

青森県知事 三村申吾

内水面漁場管理委員会

- 三 遺棄の禁止
生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。
- 四 指示期間
告示の日から平成十八年三月三十一日まで

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目一 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行